

減損損失に対する税効果会計適用の可否

	現行会計基準上	そもそもの会計理論上	経営上
金銭債権(売掛金・受取手形等)	適用してよい	適用できる (注1)	適用すべきではない
有価証券(投資有価証券を含む)	適用してよい	適用できない (注2)	適用すべきではない
棚卸資産	適用してよい	適用できない (注3)	適用すべきではない
有形固定資産(土地以外)	適用してよい	適用できる (注4)	適用すべきではない
土地	適用してよい	適用できない (注5)	適用すべきではない

ここでの減損損失とは、評価損や評価減や除却損などと呼ばれる価額の切り下げに関する会計処理の全てを含むを広い概念を指す。
減損損失であるから、もちろん戻し入れを行わない価額の切り下げのこと(切り放し法のこと)を指す。

税効果会計を考える上で一番本質的かつ一番重要なポイントは「その『企業会計上の費用』は税務上損金算入されるのか否か」という点である。
基本的には企業会計上の減損損失は税務上損金算入されない。
したがって、減損損失に関しては基本的には税効果会計は適用できない、という結論になる。

注1 貸倒引当金繰入や貸倒損失は来期以降自動的に損金算入できるようになる。だから税効果会計は適用できる。

注2 有価証券評価損(切り放し法)は何年経っても損金算入されることはない。だから税効果会計は適用できない。

注3 棚卸資産評価損は何年経っても損金算入されることはない。だから税効果会計は適用できない。

注4 固定資産減損損失自体が損金算入されることはないが、有形固定資産(土地以外)は減価償却手続きを通じて、
各期各期適宜その価額が一定額ずつ損金算入されていく。したがって、税効果会計は適用できると考えても矛盾はない。

注5 土地の減損損失は何年経っても損金算入されることはない。だから税効果会計は適用できない。

個人的見解になるが、税効果会計は全ての会計処理に関して全面的に適用すべきではないという考えが私にはある。

「その費用が将来損金算入されるとしたらこの当期純利益になる」というふうに、「将来の損金算入」を前提に企業会計を考えることに矛盾を感じるからだ。
企業会計とは「過去の事実」を表したものであるはずだ。つまり、企業会計とは将来の予想・予測・見込み・可能性を反映したものではないはずだ。
また、現行基準上純資産直入による期末の評価替え(洗い替え法)にすら税効果会計を適用しているが、もはやそこには損金算入も何もないのだが。